

健康増進計画、文化振興基本指針を策定

市では、「子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまち・舞鶴」の実現に向けた健康づくりの指針となる「健康増進計画」（25～34年度）と個性豊かな魅力ある文化を活かしたまちづくりを進めるための方向性を示す「文化振興基本指針」（25～34年度）を策定しました。それぞれの概要をお知らせします。

計画・指針の概要

〔健康増進計画〕

◆基本理念 一人ひとりが主人公 みんなでつくる健康なまち・まいづる

◆基本方針

- ①生活習慣病の発症及び重症化予防のための取り組みの推進
- ②ライフステージに着目した健康づくりの推進
- ③健康づくりを推進していくための環境整備

◆重点方策の方向性

- ①健やかな子どもの成長発達のための健康づくりの推進
- ②子どもの頃から生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの推進
- ③運動を中心とした健康づくりの推進
- ④生活習慣病の改善を中心とした健康づくりの推進
- ⑤認知症予防の推進
- ⑥地域における健康づくりの推進

◆ライフステージ別の目標

- 《子ども世代》
- ◆朝・昼・夕の3食を規則正しく食べる
 - ◆むし歯をつくらない
 - ◆外遊びを楽しむ など

《働きざかり世代》

- ◆良い食習慣・運動の習慣を身につける
- ◆肥満（メタボリックシンドローム）にならない
- ◆正しいお口のセルフケアを身につける など

《高齢者世代》

- ◆健康的な生活習慣を心がける
- ◆認知症になりにくい生活習慣を心がける
- ◆転ばないように心がける
- ◆バランスのよい食事を楽しく食べる
- ◆80歳で20本以上の歯を保つ

〔文化振興基本指針〕

◆文化振興の理念

- ◆すべての市民が文化を楽しみ、創造できるまち 舞鶴
- ◆まちを誇りに思い、愛着が感じられる文化都市 舞鶴

◆6つの柱

- ①文化に参加する
- ②文化を創造する
- ③文化でつながる
- ④まちづくりに文化を活かす
- ⑤舞鶴らしい文化を発信する
- ⑥文化の育つしくみをつくる

◆重点的に取り組む項目

- ①（仮称）舞鶴市文化振興条例の制定を検討する
- ②次代を担う子どもの豊かな感受性を育むため、文化芸術に慣れ親しむ機会を設ける
- ③舞鶴の歴史、文化など地域資源を継承し「ふるさと学習」を促進するなど、舞鶴らしい文化を内外に発信する
- ④市民が文化芸術を学ぶことができる、専門性を持った学習機会を設ける
- ⑤民間の文化プロデューサーが活躍できる環境を整える
- ⑥舞鶴市文化事業団が文化芸術の振興および文化情報の収集・発信などの中核的役割を發揮するよう機能を強化する
- ⑦市民の文化活動を支援する公募型補助金を創設する
- ⑧文化芸術の持つ創造性を地域振興、産業振興等に活用するなど、創造都市への取り組みを進める

パブリック・コメント 手続制度の結果

〔健康増進計画〕

1名から2件の意見の提出がありました。趣旨を運用面に反映していくものが1件市の考え方を説明し、ご理解いただくものが1件でした。

〔文化振興基本指針〕

2人から2件の意見の提出がありました。意見の趣旨がすでに案に盛り込まれているものが2件でした。

※募集期間は健康増進計画が2月1日～28日、文化振興基本指針が1月23日～2月22日。

閲覧できます

計画・指針の内容は、各担当課のほか、情報公開コーナー、西支所、加佐分室、中央・東・西・南公民館、大浦・城南会館、東・西図書館などで閲覧できます。市ホームページにも掲載。

▼健康増進計画に関するお問い合わせは、健康増進課（☎65・0065）へ。
▼文化振興基本指針に関するお問い合わせは、文化振興課（☎66・1019）へ。

住民避難計画について理解を

原子力防災説明会を開催

原子力防災の知識や今年3月に策定した「原子力災害住民避難計画」などについて理解していただくため、府と共催で「原子力防災説明会」を開催します。申し込み不要。

〔会場・日時・駐車場〕

- ◆東公民館：5月12日(日)10時～12時、東公民館駐車場・振興局前臨時駐車場（寺川横）・市営七条海岸駐車場
- ◆西駅交流センター：5月12日(日)15時～17時、市営西舞鶴駅前駐車場・市営南田辺駐車場
- ◆大浦会館：5月16日(木)19時～21時、大浦会館駐車場

大浦会館前臨時駐車場 ※いずれの会場も駐車場には限りがあります。

〔内容〕

- ①原子力防災の基礎知識について：府原子力防災専門委員・京都大原子炉実験所教授の三澤毅氏
- ②国・府の原子力防災対策について：府防災・原子力安全課
- ③舞鶴市原子力災害住民避難計画について：市危機管理・防災課

〔出席者〕

府原子力防災専門委員、市長、市危機管理監ほか

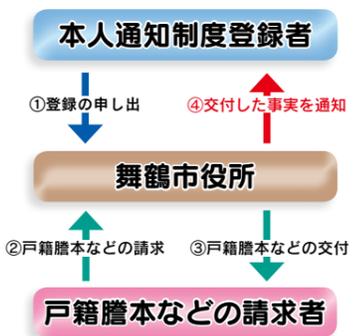
▼詳しくは、危機管理・防災課（☎66・1089）へ。

防災ひとくちメモ ～舞鶴市の警報発表基準値～

【舞鶴市の警報発表基準値】		
警報の種類	要素	発表基準
大雨	浸水害	雨量基準 1時間雨量 60mm
	土砂災害	土壌雨量指数基準 112
洪水	雨量基準	1時間雨量 60mm
	流域雨量指数基準	岡田川流域=12 伊佐津川流域=21 高野川流域=13 志染川流域=6
	複合基準	-
	指定河川洪水予報による基準	由良川下流【福知山】
暴風	平均風速	陸上 秒速 20 <small>分</small> 海上 秒速 25 <small>分</small>
	平均風速	陸上 秒速 20 <small>分</small> 雪を伴う 海上 秒速 25 <small>分</small> 雪を伴う
暴風雪	平均風速	陸上 秒速 20 <small>分</small> 雪を伴う 海上 秒速 25 <small>分</small> 雪を伴う
	降雪の深さ	平地 24時間降雪の深さ 40 <small>分</small> 山地 24時間降雪の深さ 60 <small>分</small>
大雪	降雪の深さ	平地 24時間降雪の深さ 40 <small>分</small> 山地 24時間降雪の深さ 60 <small>分</small>
	波浪	有義波高 6.0 <small>分</small>
高潮	有義波高	6.0 <small>分</small>
	潮位	1.0 <small>分</small>

発表官署：京都地方気象台（平成25年3月4日現在）
《危機管理・防災課》

ストップ！不正取得 登録型本人通知制度が始まりました



5月1日から、戸籍謄本・住民票などの不正取得を防止するため登録型本人通知制度が始まりました。

この制度は、事前に登録をすれば、対象となる証明書を第三者に交付したときに、その交付の事実を登録者本人にお知らせするものです。

〔通知の対象となる証明書〕

- ◆戸籍謄本・抄本、戸籍記載事項証明書（除籍を含む）
- ◆住民票の写し（除票を含む）、住民票記載事項証明書
- ◆戸籍の附票（除票を含む）
- ◆登録できる人
- ◆舞鶴市に本籍がある人（過去にあった人）
- ◆舞鶴市に住民登録がある人（過去にあった人）

第三者が証明書を交付請求する場合とは

戸籍法・住民基本台帳法において、正当な理由があるときは第三者による証明書の交付請求が認められています。

市の窓口では、疎明資料や請求理由を確認し、次のような場合は請求者の本人確認を行った上で証明書を交付しています。

- ◆債権回収や債権保全のために、債権者が債務者の転居先を確認する場合
- ◆相続手続や訴訟手続などにあたり、国または地方公共団体の機関に提出する必要がある場合
- ◆弁護士や司法書士などが職務上の請求として受任している事件や事務を遂行するために必要な場合

▼詳しくは、市民課（☎66・1002）、西支所市民・年金係（☎77・2252）へ。